

令和7年正月勤務奉仕員として申し込まれる方に

☆熟読の上、お申し込みください☆

川崎大師は890年余の歴史あるお寺です。やくよけのお大師さまと親しまれ、特に正月には、やくよけ、家内安全、交通安全、商売繁昌などのご祈願に、大勢の方がお参りされます。皆様には、お参りされる方々を迎える仕事(初詣寺務)に就いていただきます。

募 集

- 勤務内容 (雇入れ直後)初詣寺務(お札お守り授与、受付、接待など) (変更の範囲)川崎大師が指示する業務
応募資格 どなたでも応募できます
契約期間 令和6年12月21日(土)～令和7年1月31日(金) (契約更新 無) ※出勤可能日から出勤日を通知
◆通常勤務 8:50～16:50・含休憩50分 時間外勤務有(但し、高校生は無し)
◆短時間勤務 1月4日以降 A 10:30～14:30・含昼休憩30分 B 13:20～16:50
就業場所 (雇入れ直後)川崎大師境内 (変更の範囲)川崎大師が指示する場所
給与(日給)
・1月1日～3日、土曜、日曜、祝日・・・9,700円 平 日・・・8,700円
・高校生 1月1日～3日、土曜、日曜、祝日・・・9,400円 平 日・・・8,400円
・短時間勤務(A、B) 土曜、日曜、祝日・・・4,850円 平 日・・・4,350円 ※高校生不可
・徹夜勤務(12月31日22:00～1月1日9:00)・・・18,600円(通勤手当含む) ※高校生不可
※給与は指定口座へ振込
そ の 他
・昼食弁当支給(但し、短時間勤務Bは昼食支給無し)。 ※12/21～12/30の期間は食堂にて昼食を支給
・通勤手当実費支給 川崎大師又は川崎大師が指定する勤務場所を起点に1km以上距離のある住居から通勤する方に対して、公共交通機関を利用した合理的経路による実際支払った額を支給。
なお、住居から最寄駅までバス便利用の場合の通勤手当は、その距離が1km以上ある方に限る。
・川崎大師以外複数の事業所で勤務している方は、川崎大師を含む各勤務先での所定労働時間の合計が法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超えないよう調整後、申込み。
・川崎大師での勤務は週(日曜日～土曜日)2日以上の日取得。
・採用、勤務日、勤務部署は12月中旬までに原則として郵送にて通知。

お問い合わせ

大本山川崎大師平間寺 総務部 総務課

〒210-8521 川崎市川崎区大師町4番48号 電話044-266-3420 (時間 9:00～16:00)

※申込書等の返却は行いません。